

役員会（要旨）

日時 平成 27 年 9 月 3 日（木）午前 9 時 30 分～午前 10 時 45 分

場所 本部棟 2 階会議室

出席者

西澤理事長、柏木副理事長、宮野理事、石河理事、古川理事
藤野理事、田中監事、大嶋副学長、桐山副学長、石井学長補佐、松尾大学運営本部長
安積医学部・附属病院運営本部長、浅井法人運営本部調査役
柏村法人運営本部事務部長兼企画総務課長、藤井大学運営本部事務部長
川上医学部・附属病院運営本部事務部長、田口法人運営本部企画監
赤井大学改革・戦略担当部長、浅井職員課長
緒方財務課長、今村学務企画課長、平井研究支援課長、豊田庶務課長
大槻経営企画課長、片山広報室長

【審議事項】

1 大阪市ふるさと寄附金について（再依頼）

＜事項区分＞法人事項・大学事項

＜所管理事等＞柏木副理事長

＜資料説明者＞小澤特命企画担当課長

＜概要＞

平成 27 年 6 月に「大阪市ふるさと寄附金へのご協力」を教職員向けに配布したが、8 月末時点での協力は低調にとどまっている。学生ホールの整備やグローバル人材の育成事業を速やかに実現するためにも、より一層の協力を呼びかける必要があり、それについて今後の取り組みについての審議。

＜意見内容＞

- ・教職員のふるさと寄附金が低い理由は、制度が浸透していないことと、後ほど寄附する予定の方がいるという 2 点ではないか。
- ・本資料において納付書の発行等手続きにかかる期間を勘案すると、10 月末ごろまでが今年のふるさと寄附金として受ける期限である。詳細については、大阪市に問い合わせをし、部局長等連絡会で案内する。
- ・住宅ローン控除を受けている場合の控除額については寄附者の状況により異なるが、参考となるサイトを学内ポータルサイトとリンクさせるなどの工夫が必要ではないか。
- ・本議案のねらいについて明確にし、丁寧に教職員に周知すべきである。

<審議結果>

- ・教職員への再依頼という方針について原案のとおり承認。但し、手続き期限や意図を明確にすること。

2 大阪市立大学夢基金規程改正・顕彰基準制定について

<事項区分>法人事項

<所管理事等> 柏木副理事長

<資料説明者> 小澤特命企画担当課長

<概要>

これまで大阪市立大学夢基金規程に寄附者に対する顕彰基準について明文化していなかったため、今後、夢基金運営委員会などで議論を重ね、寄附者の想いに応え得る基準となるよう改正・整備を行うことの審議。

<意見内容>

- ・顕彰や謝意の基準は、ふるさと寄附金による寄附者や継続的な寄附者等のそれぞれのケースで整理が必要ではないか。
- ・人や個人に対する顕彰については、賞状や物品だけで謝意を表すのではなく、個人であれば、学長・役員を囲む食事会等、法人であれば、会社の代表者宛に直筆のお礼の書状を学長名で送るとしてはどうか。

<審議結果>

- ・規程については原案のとおり承認。顕彰については再提案とする。

3 特別招へい教員について

<事項区分>法人事項

<所管理事等> 西澤理事長

<資料説明者> 浅井職員課長

<概要>

8/20の役員会で報告した特定有期雇用教員の年俸制の適用について、指摘のあった事項について整理し、新たに制定することとした特別招へい教員制度の方針に関しての審議。

方針が役員会で承認された後、別途、規程整備を行う。

<審議結果>

- ・制度の新設について原案のとおり承認。なお、「招へい」文言表記について確認すること。

【報告事項】

1 平成28年度文部科学省概算要求について

<事項区分>法人事項

<所管理事等> 柏木副理事長

<資料説明者> 白井企画総務課長代理

<概要>

平成28年度文部科学省概算要求の主要事項のうち、主な大学関連の新規・拡大事項について報告。

2 大阪市後援名義及び公立大学法人大阪市立大学後援名義等の取扱いの運用について

<事項区分>法人事項

<所管理事等> 柏木副理事長

<資料説明者> 柏村法人運営本部事務部長

<概要>

大阪市後援名義及び公立大学法人大阪市立大学後援名義等の取扱いにかかる各要項の改正、制定については、前回の役員会で審議・承認されたところであるが、役員会での指摘を踏まえ、それぞれの取扱いの運用について、報告を行う。

【その他事項】

1 その他